

平成17年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
1	市民税課	26	監査結果	個人市民税、法人市民税の減免申請書の日付等の記載漏れや生活保護の証明書が適切に保管されていないものがある。	H18.9.29
2	市民税課	26	意見	個人市民税の減免通知書のコピーを保管すべきである。	H18.9.29
3	市民税課	26	意見	個人市民税の減免税額申請書は、減免通知書と同じファイルに綴り、保管することが望まれる。	H18.9.29
4	市民税課	26	意見	法人市民税の申請者による記載漏れや記載誤りは申請者に修正させ、これが失念された場合には、適時適切に修正されることが望まれる。	H18.9.29
5	市民税課	27	意見	臨戸徴収を含む無申告法人に対する回収マニュアルを文書化し、臨戸徴収結果をレポート化することが望まれる。	H18.9.29
6	市民税課	28	意見	法人税額について、国や県との情報の共有化を行い、将来的には自動的に照合できるようなシステム構築を行うことが望まれる。	H18.9.29
7	市民税課	29	監査結果	法人市民税における資本金等の金額や従業者数のチェックが行われていない。	H28.9.26
8	市民税課	29	意見	法人市民税における資本金等の金額について、国税当局との情報の共有化を行い、将来的には自動的に照合できるようなシステム構築を行うことが望まれる。	H18.9.29
9	固定資産税課	29	監査結果	非課税としている固定資産のうち大口のものについて、条例で定められた申告書類がほとんど保管されていない。	H25.12.2
10	固定資産税課	30	意見	非課税としている固定資産について、条例で申告に必要な書類が定められていない場合も規則等に必要な書類を定め、適切に保管する必要がある。	H18.9.29
11	固定資産税課	30	意見	「115 公衆道路」の私道について、非課税明細として管理する必要がある。	H18.9.29
12	固定資産税課	31	監査結果	「115 公衆道路」の私道について、非課税とするには公衆道路認定申請書を提出する必要があるが、現在の運用では書類の提出がなくても非課税として処理されており、私道に係る取り扱いの規定に反している。	H18.9.29
13	固定資産税課	31	監査結果	課税保留物件が、課税保留の原因が調査されないまま放置されている。	H18.9.29
14	固定資産税課	32	監査結果	固定資産税の減免処理について、システムへの入力や物件の特定に誤謬があった。	H18.9.29
15	固定資産税課	33	監査結果	固定資産税の減免取り扱い要綱は、非常に裁量が広い規定となっている。	H18.9.29
16	固定資産税課	33	意見	非課税物件及び減免物件に対し、市が定期的な現物実査を実施することが望ましい。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
17	固定資産税課	34	意見	土地経年変化調査表について、マニュアル・記載例等の作成による記載内容の統一化や第三者による作業漏れのないことの確認、ランダムサンプリング等によるダブルチェックの実施が望ましい。	H18.9.29
18	固定資産税課	35	意見	固定資産評価員は、補助員である固定資産税課職員の実際の作業について、アドバイスにとどまらず、チェックも実施することが望ましい。	H18.9.29
19	固定資産税課	35	意見	固定資産税の減免取扱い要綱第3条第1項別表第4号該当2の規定を、より趣旨に即した表現で改訂することが望ましい。	H18.9.29
20	固定資産税課	36	意見	償却資産申告書の審査について、ランダムサンプリング等によるダブルチェックの実施が望ましい。	H18.9.29
21	税制課	36	監査結果	軽自動車税の減免申請について、証明書類が適切に添付されていないものや申請書の記載誤りなどがある。	H18.9.29
22	税制課	37	意見	事業所税の減免の承認について、厳重なチェックが行われることが望まれる。	H18.9.29
23	税制課	38	意見	事業所税について、事業所税算定のための専用のパッケージソフト等の導入又は他の税金との統合システムの導入により調定額の計算を行うことが望まれる。	H18.9.29
24	税制課	38	監査結果	事業所税について、納税義務の有無の基準となる従業者数の正確性の確認が十分行われていない。	H18.9.29
25	税制課	38	意見	事業所税の非課税明細書及び課税標準の特例明細書の記載漏れについて、事業者に十分指導するとともに、適宜修正することが望まれる。	H18.9.29
26	納税課	39	監査結果	税金の滞納者に対する督促状を、財務規則上の納期限後20日以内ではなく、30日以内で送付している。	H25.12.19
27	納税課	40	監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書に分納を認める根拠が記録されていないため、分納を認める理由が十分に検討されていない。	H28.9.26
28	納税課	41	監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書の納付計画の欄に何も記載されない場合がある。	H18.9.29
29	納税課	41	監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書を作成せず、納税課長の承認なしに担当者レベルで分納を認めたものがある。	H18.9.29
30	納税課	41	監査結果	市税の滞納金の分納が実施される場合に、担保の徴取が行われていない。	H18.9.29
31	納税課	42	監査結果	市税の滞納金の分納期間が2年を超過しているかどうか、50万円未満の滞納者については、担当者以外の者による検証が行われていない。	H18.9.29
32	納税課	42	監査結果	地方税法第15条の9による延滞金の2分の1の免除について、収納支援システムでは延滞金が満額で計算されており、免除が実施されず延滞金が徴収されている納税者がいると考えられる。	H18.9.29
33	納税課	43	監査結果	市税の滞納金の分納不履行後の対応及び猶予が認められる基準が明確になっていない。	H28.9.26

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
34	納税課	43	監査結果	財産なしと判断された場合の分納後の対応及び猶予を認める場合の基準が明確になっていない。財産なしの場合は、納付の猶予よりも執行停止のほうが適切である。	H18.9.29
35	納税課	43	監査結果	国税等と比較し、市の即時の執行停止が遅い。	H18.9.29
36	債権管理課 (旧・納税課)	44	監査結果	市税の滞納金が督促状を発した日から起算して10日が経過して納付等に至らない場合でも、滞納処分が実行されていない。	H27.12.9
37	納税課	44	監査結果	滞納処分を行っていない高額市税滞納者について、財産があるために執行停止ができない状態にあると考えられるが、財産の差押が実施されていない。	H18.9.29
38	納税課	46	意見	差押財産の進捗管理一覧表を作成し、換価による滞納金の回収を促進する必要がある。	H18.9.29
39	納税課	46	意見	地方税法第15条の7第5項によって不納欠損処理すべき滞納金を的確に把握する必要がある。	H18.9.29
40	納税課	46	監査結果	市税の滞納に対する延滞金について、年度末の総額を把握していない。	H27.1.15
41	納税課	46	監査結果	市税の滞納金の入金額が過年度の本税に優先して充当され、延滞金が何年分も残っている納税者が見受けられる。	H18.9.29
42	納税課	46	意見	市税の滞納に係る延滞金全般の徴収体制を強化し、延滞金の徴収を徹底する必要がある。	H18.9.29
43	納税課	59	意見	市税の高額滞納者に対しては、地方税法に従って必ず財産の差し押さえを行うべきである。	H18.9.29
44	納税課	59	意見	差し押さえる財産は、民間債権の抵当権が設定されやすい不動産ではなく、動産や債権等を中心とし、有価証券・自動車・無体財産権等にも範囲を拡大すべきである。	H18.9.29
45	納税課	59	意見	差押財産がない場合や換価代金の回収が難しいと判断される場合は、即時の執行停止により不納欠損処理を行うべきである。	H18.9.29
46	納税課	60	意見	時差出勤による徴収・特別滞納整理は、今後更に実施回数を増やし、市税の滞納金の徴収に努めるべきである。	H18.9.29
47	納税課	60	意見	不在により折衝を逃れている市税滞納者に対する効果的な対策を考案し、全体の折衝率を高める必要がある。	H18.9.29
48	納税課	60	意見	市税収納員による徴収で不在時の文書差置について、より効果的な対応方法を考案し、収入事務の有効性を高める必要がある。	H18.9.29
49	納税課	60	意見	市税収納員に対して定期的に研修や指導を行う必要がある。	H18.9.29
50	納税課	60	意見	徴収効果が認められる範囲内で市税収納員の増員も検討する必要がある。	H18.9.29
51	納税課	60	意見	船橋駅前総合窓口センターでの市税の徴収は今後も継続し、市民へのアピールを強化するべきである。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
52	納税課	60	意見	コンビニエンス・ストアでの市税の納付は、先行他市を参考にして、最小のコストで収納率の向上が図れるように留意する必要がある。	H18.9.29
53	納税課	60	意見	インターネット経由での市税の納付も導入を検討する必要がある。	H18.9.29
54	納税課	60	意見	市税の口座振替加入率の一層の向上に努める必要がある。	H18.9.29
55	納税課	61	意見	市税を期限内に納付しなかった場合のペナルティの内容を広報等に明記すべきである。	H18.9.29
56	国民健康保険課	69	意見	保険料の債務承諾書等の承認にあたり、制度を悪用しているか否かの判断を画一的に行うことができる判断基準の作成が必要である。	H18.9.29
57	国民健康保険課	70	意見	未折衝の保険料滞納者と折衝するため、広報の拡充や要員の確保等が必要である。	H18.9.29
58	国民健康保険課	70	監査結果	保険料の特定滞納者の規定上の定義と運用上の定義が異なっており、本来登録管理すべき特定滞納者が登録されていない。	H18.9.29
59	国民健康保険課	71	意見	保険料滞納者の管理を規定どおりに行った後は、特に悪質な者に対しては、延滞金の徴収や給付差止、滞納処分を検討する必要がある。	H18.9.29
60	国民健康保険課	72	意見	所得不明の者に対しては実態を調査して、正しい所得に見合った保険料を調定し、納付させる必要がある。	H18.9.29
61	医療センター	77	監査結果	財務規則に定めるもののうち、時効(5年)の場合にしか医療費の不納欠損処分が行われていない。	H27.1.15
62	医療センター	77	監査結果	年度末時点における保留レセプト及び返戻保留レセプトについての、未収計上が実施されていない。	H27.1.15
63	医療センター	77	監査結果	保留レセプト及び返戻保留レセプトについて、管理台帳等が作成されていない。	H18.9.29
64	医療センター	79	監査結果	滞納債権の臨戸徴収の際、時効中断の要件となる延納又は分納の承諾書類を入手していない。	H27.1.15
65	医療センター	79	監査結果	滞納債権の臨戸徴収において面会不能とされた比較的少額の医療債務未納者について、今後の回収コストの発生を削減する工夫を検討する必要がある。	H18.9.29
66	医療センター	79	監査結果	入院保証書に、連帯保証人の印鑑及び印鑑証明を求めているため、法的に連帯保証債務を追及することが難しくなっている。	H18.9.29
67	医療センター	80	監査結果	窓口で医療費の延納を申請した患者で、健康保険証で身元確認が不能な患者について、公的機関発行の身分証明書の提示を求めている。	H18.9.29
68	医療センター	80	監査結果	不納欠損処分の中に、保険会社への代位請求を行わず、診療報酬債権を回収不能としてしまったものがある。	H18.9.29
69	介護保険課	90	意見	保険料の債務承諾書等の承認について、制度の趣旨に沿った形で画一的に行うことができる判断基準を用意する必要がある。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
70	介護保険課	90	意見	差押処分及び延滞金徴収について、ペナルティ制度の一環として規定どおりの実行を検討する必要がある。	H18.9.29
71	介護保険課	90	意見	負担者間の公平性に配慮しつつも、弱者救済と徴収事務の有効性の観点から、保険料の減免制度拡充の検討が望まれる。	H18.9.29
72	障害福祉課	96	意見	滞納債権については、債務者ごとに個別ファイルを作成することが望ましい。	H18.9.29
73	障害福祉課	96	意見	滞納債権については、相手先の状況を十分に把握するとともに、債権回収を促進できるような体制を整備することが必要である。	H18.9.29
74	障害福祉課	96	監査結果	不納欠損処理の対象となる債権について、不納欠損処理が行われていない。	H27.1.15
75	障害福祉課	97	監査結果	心身障害者等住宅整備資金貸付金の延滞利息の調定及び回収が行われていない。	H27.1.15
76	障害福祉課	97	監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	H27.1.15
77	生活支援課	99	監査結果	保護開始時に資力があるにもかかわらず、収入・財産調査で虚偽申請を発見できなかったケースがある。	H18.9.29
78	生活支援課	100	意見	保護開始後に発生した収入について、チェック方法及びその体制についての精度をより向上させることが望ましい。	H18.9.29
79	生活支援課	100	意見	滞納債権の管理について、債務者ごとの折衝記録を整備することが望ましい。	H18.9.29
80	生活支援課	100	監査結果	保護廃止後5年間保管することとなっている保護者ファイルの所在が、保護廃止後5年以内であるにもかかわらず、確認できなかった。	H18.9.29
81	生活支援課	100	意見	債権残高のある保護者に関する保護者ファイルについては、保護廃止後5年経過していたとしても保管しておくことが望ましい。	H18.9.29
82	生活支援課	101	意見	特に悪質な生活保護法第78条債務者については、少なくとも第85条の適用を検討することが必要である。	H18.9.29
83	生活支援課	101	監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	H27.1.15
84	児童家庭課	106	監査結果	母子寡婦福祉資金の償還に関する違約金を徴収するに当たって、滞納者の生活状況や現況等を把握した上で審査し、徴収又は不徴収を決定する手続きが行われていない。	H26.6.4
85	児童家庭課	106	意見	母子寡婦福祉資金について、償還の免除制度の適用の検討が望まれる。	H18.9.29
86	児童家庭課	107	意見	母子寡婦福祉資金の償還計画確認書の作成に関して、分納の最低金額や償還計画確認書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	H18.9.29
87	保育課	112	意見	保育料の滞納整理記録簿を随時更新し、完済者や不納欠損処理者については取り除くべきである。	H18.9.29
88	保育課	112	意見	保育料の少額滞納者について、コストをかけずに公平に徴収する取り組みが重要である。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
89	保育課	112	意見	園長以外の保育士も督促状の交付や臨戸徴収に参加し、保育園全体で保育料滞納者に対応することも重要である。	H18.9.29
90	保育課	112	意見	保育料の納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	H18.10.27
91	保育課	113	意見	保育料の滞納原因や滞納者の現在の状況についての集計をすることによって、着実に収納率向上に向けた努力をすることが重要である。	H18.9.29
92	地域子育て支援課 (旧・児童育成課)	116	監査結果	正当な理由がなく児童育成料を滞納している利用者に対して、入所の許可の取り消しが行われた例がない。	H27.12.9
93	児童育成課	117	監査結果	児童育成料について、規則に定められた減免の可否決定通知書による通知が行われていない。	H27.1.15
94	児童育成課	117	監査結果	児童育成料について、同一の世帯が2人以上の児童を入所させる場合、規則に定められた減免申請書による申請が省略されている。	H27.1.15
95	児童育成課	117	意見	児童育成料について、1件当たりの滞納金額が少額のため、徴収率向上のための方策として他の部局よりも一層の効率的・経済的な徴収方法を講じることが求められる。	H18.9.29
96	児童育成課	117	意見	児童育成料の滞納予防策として、延滞金を徴収することで納付の促進を図ることも検討すべきである。	H18.9.29
97	児童育成課	118	意見	児童育成料未納額承認・納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	H18.9.29
98	環境衛生課	124	監査結果	し尿収集手数料の臨戸徴収の際に生活環境上問題がないかのチェックを行っているにもかかわらず、依頼がなければ収集が休止されたままである。	H18.9.29
99	環境衛生課	124	意見	し尿収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止について、マニュアル化することが望まれる。	H18.9.29
100	環境衛生課	125	意見	し尿の臨時収集で特に従量の多い先については、滞納債権の臨戸徴収の回数を増やすなど強化することが望まれる。	H18.9.29
101	環境衛生課	127	監査結果	霊堂使用料及び霊園管理料・使用料の減免申請書について、日付の記載漏れ及び修正箇所を押印のないものがあつた。	H18.9.29
102	環境衛生課	128	監査結果	現金領収帳を会計課からの交付後6か月で返納することが定められているが、守られていない。	H18.9.29
103	環境衛生課	128	監査結果	霊堂使用料及び霊園管理料の分納金を銀行へ払い込んだ時点で、払込者以外の係長以上の職にある現金出納員等の確認印を押印することとなっているが、まとめて行われている。	H18.9.29
104	環境衛生課	128	意見	霊堂使用料及び霊園管理料の滞納債権の臨戸徴収の実施内容及び実施結果については、適切に記録することが望ましい。	H18.9.29
105	環境衛生課	128	意見	霊堂使用料及び霊園管理料の滞納整理票の記載内容の統一化を実施することが望ましい。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
106	中央卸売市場	131	監査結果	市場内業者から徴収している内線電話利用料の価格は、昭和52年に算定されており、現状に適しているとは言えない。	H18.9.29
107	中央卸売市場	131	監査結果	市場関係者用の駐車料金算定の合理的な根拠がなく、他市場の駐車料金を比較検討するなど、その妥当性を確認する必要がある。	H18.9.29
108	中央卸売市場	132	意見	業者合併の推進、預託金増額による保全向上、業績悪化業者への経営指導の実施等の施策を検討する必要がある。	H18.9.29
109	中央卸売市場	133	意見	施設利用料等の滞納者の中で特に悪質と見られる者に対しては、滞納者に対する利用停止の規定を設定することが望ましい。	H24.12.20
110	中央卸売市場	133	監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	H18.9.29
111	南口再開発事務所	141	監査結果	再開発事業資金貸付金の審査について、必要書類を入手しただけと同じであり、適切な担保価値の評価が行われていたとは言えない。	H18.9.29
112	南口再開発事務所 (都市整備課)	142	監査結果	再開発事業資金の貸付時に債務者の決算書等を入手したのみで、その後債務者の直近の決算状況や資金繰り状況等の資料を全く入手していない。	H28.9.26
113	南口再開発事務所	143	監査結果	再開発ビルの一部区画の任意売却における実際の売却代金や按分方法に関する書類が添付されていない。	H18.9.29
114	南口再開発事務所 (都市整備課)	144	監査結果	再開発事業資金貸付金の延滞について訴訟を提起していない。又、抵当権実行や強制執行による債権回収等も行われていない。	H28.9.26
115	南口再開発事務所 (都市整備課)	144	監査結果	再開発事業資金貸付金の一定期間・金額を超える延滞については、遅延損害金を早期に調定・請求するよう内規を作り、その徴収の改善に努力すべきである。	H28.9.26
116	下水道管理課	153	監査結果	督促を受けても下水道使用料を納付しない者について、地方税の滞納処分の例により処分が行われた例がない。	H24.6.6
117	下水道管理課	154	意見	県の水道使用料と下水道使用料の徴収を一元化すれば、市民の利便性の向上が期待でき、収納率の向上も図れる。	H18.9.29
118	下水道管理課	154	意見	下水道使用料の納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等に付いての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	H18.9.29
119	下水道管理課	155	意見	下水道使用料について、口座振替及びコンビニエンス・ストアでの納付を促進することが重要である。	H18.9.29
120	下水道管理課	156	監査結果	分流区域の1㎡当たりの受益者負担金単価について減免しているが、減免手続きが行われていない。	H24.6.6
121	下水道管理課	156	監査結果	受益者が納期限までに負担金を納付しないときに、延滞金を徴収したことがない。	H24.6.6
122	下水道管理課	157	監査結果	督促を受けても受益者負担金を納付しない者について、国税の滞納処分の例により処分が行われていない。	H24.6.6

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
123	下水道管理課	157	意見	受益者負担金について、電話による催告のやり取りの記録及び平日の臨戸徴収の記録を残す必要がある。	H18.9.29
124	下水道管理課	157	意見	受益者負担金について、1件当たりの滞納金額が少額であり、他の収入項目よりもより一層の効率的・経済的な徴収が求められる。	H18.9.29
125	下水道管理課	157	監査結果	水洗便所化改造工事資金貸付の償還金に延滞があるときに、延滞金を徴収していない。	H24.6.6
126	下水道管理課	158	意見	水洗便所化改造工事資金貸付金の償還金について1件当たりの滞納金額が少額であり、他の収入項目と比較してより一層の効率的な徴収体制の構築が求められる。	H18.9.29
127	下水道管理課	158	意見	水洗便所化改造工事資金貸付金に関して、今後の貸付に当たっては、貸付条件として償還金の口座振替を原則とし、滞納防止に役立てるべきである。	H18.9.29
128	住宅政策課	169	監査結果	市営住宅家賃の高額滞納者について、個別の事情を聴取し、誓約書が履行不能となっている理由の把握に努めているが、明渡しは求めている。	H18.9.29
129	住宅政策課	171	監査結果	年4回発送することになっている市営住宅家賃催告状を、年2回の催告書の発送を持って代用している。	H27.1.15
130	住宅政策課	171	監査結果	連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請について、規程に定めはあるものの、全く実施されていない。	H18.9.29
131	学務課	174	監査結果	奨学金返還猶予申請書について、承認手続きが形式的となっており、申請内容を十分に確認していない。	H18.9.29
132	学務課	175	意見	船橋市奨学金貸付条例施行規則において奨学金返済計画書の正式な様式を定めるべきである。	H18.9.29
133	学務課	175	監査結果	奨学金の返還(過年度繰越分)の調定額を間違っ て調定した。また、過年度分の奨学金返還の調定が遅れた。	H18.9.29
134	学務課	175	監査結果	奨学金返還の滞納者に対して4月20日までに督促状を発送しなければならないが、11月になって財務規則と異なる様式の文書を発送している。	H27.12.9
135	学務課	176	意見	年度中において1回でも奨学金返還の滞納が生じた場合は、滞納が常態化する可能性があるため、その都度電話等での督促を行い、滞納金の発生を防止する必要がある。	H18.9.29
136	学務課	176	意見	船橋市奨学金貸付条例に延滞に係る規定を定めるべきである。	H18.9.29
137	学務課	176	監査結果	奨学金の返還が滞っている債務者に対して、連帯保証人に代位弁済を求めることが十分に実施されていない。	H27.12.9
138	学務課	176	意見	奨学金の延滞金の回収事務全般に係る回収規定を制定する必要がある。	H18.9.29
139	学務課	177	意見	対象者の就職状況等を調査し、奨学金制度の効果を測定する必要がある。	H18.9.29
140	電子行政推進課	180	意見	情報システムを含む収入事務プロセスを、フローチャート等によって適切に把握しなければならない。	H18.9.29

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
141	電子行政推進課	180	意見	情報システムの信頼性を検証するために、独立の第三者によるシステム監査が実施されなければならない。	H18.9.29